

マイナンバー制度が はじまります！

日本税理士会連合会

平成28年1月から税・社会保障・
災害対策の行政手続で利用開始

平成27年10月以降、一人に一つの

個人番号(マイナンバー)が通知されます。

マイナンバーは、原則として変更することができず、

一生涯利用するものです。

大切に保管し、個人情報が出ないように注意しましょう。



マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)とは…

マイナンバー制度は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)に基づき、国民一人ひとりに対し『個人番号』、法人等に対し『法人番号』をそれぞれ付番し、これらの活用及び保護を図ることを目的として導入された制度です。

個人番号・法人番号とは…

個人番号 (マイナンバー)

住民票を有する国民、中長期在留者・特別永住者等の外国人に付番されます。

法人番号

国の機関・地方公共団体・会社法等の法令に基づき登記された法人、人格のない社団等に付番されます。

利用範囲

マイナンバーの利用範囲は、税・社会保障・災害対策の3分野に限定されています。
法律に規定されたこと以外には、マイナンバーを利用してはいけません。

税 社会保障

税務署等に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載
年金の資格取得の確認・給付、雇用保険等の資格取得の確認・給付、健康保険等の手続、児童手当等の福祉分野の給付

災害対策

被災者生活再建支援金の支給、被災者台帳の作成等

サラリーマン・パート・アルバイト等の方は、勤務先にマイナンバーを提供することとなります。

今後のスケジュール

個人番号は、平成27年10月以降、市区町村から住民票の住所に「通知カード」により順次通知されます。その後、平成28年1月1日から、住民の申請に基づき『個人番号カード』が交付されます。

法人番号は、平成27年10月以降、国税庁から登記上の所在地に順次通知され、インターネット(法人番号公表サイト)を通じて公表されます。

個人番号・法人番号は、平成28年1月1日以降、手続ごとに順次利用が開始されます。

2015年

10月より
通知カード受取(書留郵便)

個人番号カード申請

2016年

1月より
マイナンバー利用開始
個人番号カード受取

2017年

1月より
マイナポータル[※]運用開始

※マイナポータル：行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ等をインターネット上で確認できるシステム

マイナンバー制度が はじまります！



民間事業者におけるマイナンバーの取扱い

事業者は、社会保険の手続や源泉徴収票の作成等において、従業員等からマイナンバーの提供を受け、書類等に記載します。

マイナンバーは、法律で定められた範囲以外での提供や利用が禁止されており、また、その漏えい、滅失又は毀損の防止等のための「安全管理措置」を講ずることが義務付けられています。

マイナンバー制度が始まる前に、以下の項目を確認し、準備を行いましょ。

番号を取り扱う事務と担当者の確認

事業所の業務において、マイナンバーを取り扱うこととなる事務作業を確認し、その担当者を決めましょ。

会計ソフト・システムの変更

会計ソフト・システム等をマイナンバー制度に対応した内容に改め、またセキュリティソフト等を活用して、マイナンバーを安全に管理するための準備をましょ。

事務所レイアウト等の見直し

マイナンバーの漏えい等を防止するために、事業所のレイアウト等の見直しを行うなど、取り扱うマイナンバーが担当者以外に見えないような工夫をましょ。

従業員の教育・指導

マイナンバーを適切に管理するためには、従業員・アルバイト・派遣社員などの理解が重要です。研修等を実施し、情報共有を図りましょ。

税理士はマイナンバーを適切に取り扱います。ご相談は税理士へ。

税理士は、確定申告書等の税務書類や源泉徴収票の作成など、税理士としての業務の中で、納税者からマイナンバーの提供を受けて取り扱います。

税理士は、税務の専門家として、提供を受けたマイナンバーが納税者の大切な情報であることを認識しており、『特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)』(作成:特定個人情報保護委員会)のほか、『税理士のためのマイナンバー対応ガイドブック』に基づき、適切に管理します。

また、**税理士は、全国に約75,000人おり、中小企業や納税者の身近な相談相手として、マイナンバーの取扱いについて適切な指導役としての役割が期待されています。**

税に関するマイナンバーのご相談は、お近くの税理士にお任せください！



関連情報

内閣官房HP「マイナンバー社会保障・税番号制度」

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

特定個人情報保護委員会HP

<http://www.ppc.go.jp/index.html>

総務省HP「マイナンバーと個人番号カード」

http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/index.html

国税庁HP「社会保障・税番号制度<マイナンバー>について」

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/>

政府マイナンバーコールセンター(全国共通ナビダイヤル)

0570-20-0178 9:30~17:30

(土日祝日・年末年始を除く)

発行



日本税理士会連合会

品川区大崎1-11-8 日本税理士会館8階
03-5435-0931(代) <http://www.nichizeiren.or.jp/>